

## 米国法改正リストの提出

○米国政府は、2015年TPA法第106条(a)(1)(C)の「協定の署名後60日以内に、大統領は、米国が協定を遵守するために必要となる既存法の改正の説明書を議会に提出しなければならない」という規定に基づき、4月1日、環太平洋パートナーシップ協定を実施するために次の6つの米国法の改正が必要であるという資料を議会に提出した。これらの法改正は、TPP実施法案に盛り込まれることになっている。

なお次の手順は、国際貿易委員会がTPP協定署名の日から105日以内(米国時間2月3日で、期限は5月18日)にTPP協定の経済的な評価を取りまとめ、大統領及び議会に提出することである。

米国法	改正内容	TPP協定
19 USC 58c 1985年包括予算調整法	商業貨物税関使用料(MPF)について、「輸入若しくは輸出に際して又は輸入若しくは輸出に関連して従価により手数料又は課徴金を課してはならない」という規定に適合させること。	第2・14条(行政上の手数料及び手続)第4項
19 USC 1592(c) 1930年関税法	米国の輸入者が、「関税上の特惠待遇の要求が有効でないことを知り、当該輸入締約国が誤りを発見する前に自発的に当該要求を修正し、及び当該輸入締約国の法令で定める条件に従って適当な関税を納付する場合」には、その輸入者に対して、「無効な関税上の特惠待遇の要求を行ったこと」に関し罰則を科してはならないこと。	第3・24条(輸入に関する義務)第3項
19 USC 1592 1930年関税法	米国の生産者及び輸出者が、「他の締約国の領域に輸出される産品が原産品であるとの主張を裏付けるために提出する原産地証明その他の情報が虚偽である」場合には、自国の領域の輸入者が輸入について虚偽の申告又は陳述を行う場合と同様に罰則を科すこと。	第3・25条(輸出に関する義務)第2項
19 USC 1508	米国の生産者及び輸出者は、「当該原産	第3・26条(記録の保管に関

1930 年関税法	地証明書の作成の日から少なくとも 5 年間、当該輸出者又は生産者が提供した原産地証明書に記載した産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録」を保管すること。	する義務)第 2 項
19 USC 1520 (d) 1930 年関税法	「自国の領域に輸入された時に産品が関税上の特惠待遇を受ける資格があったであろう場合において、輸入者がその輸入の時に関税上の特惠待遇を要求しなかった」ときは、輸入の日の後少なくとも 1 年以内に、「関税上の特惠待遇及び超過して徴収された関税の還付」を申請することができること。	第 3・29 条(輸入後の還付及び関税上の特惠待遇の要求)第 1 項
19 USC 2518 1979 年通商協定法	他の締約国の物品及びサービス並びに他の締約国の供給者に対し、「即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える」ため、連邦政府の契約で国内供給者を外国の供給者よりも優遇している「バイ・アメリカン法」を適用しないこと。	第 15・4 条(一般原則)

○上述の改正リストの中で商業貨物税関使用料(MPF)の改正が唯一の実体的な法改正である。

一方で我が国は、関連農業対策である、「畜産物の価格安定等に関する法律」、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」及び「独立行政法人農畜産業振興機構法」の改正や米国の 1930 年関税法の改正に相当する、「関税暫定措置法」及び「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」の改正のほか、「著作権法」、「特許法」、「商標法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及び「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を改正することとしている。

このような差異は、TPP が米国の法制度をアジア・太平洋地域の標準ルールにしようとするものではないかという批判を裏付ける一例になるのではないかと考えられる。